

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	北雄ラッキー株式会社	コード	2747
提出日	2026/5/8	異動（予定）日	2026/5/27
独立役員届出書の提出理由	2026年5月27日開催の第56回定時株主総会において選任された社外監査役の高橋正幸氏を、新たに独立役員として指定するため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	吉田 周史	社外取締役	○														○		有
2	伊藤 光男	社外監査役	○														○		有
3	柴田 雅樹	社外監査役	○										△						有
4	高橋 正幸	社外監査役	○							△			△					新任	有
5																			

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		吉田周史氏は、公認会計士として企業の監査業務に従事した実務経験と会計に関する高度な専門知識を有しており、社外取締役として当社の経営の効率化、健全性及び透明性の向上を実現し、企業経営の強化につながると判断したためであります。なお、当社と同氏の間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2		伊藤光男氏は、税理士としての税務に精通しており、財務及び税務に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役として当社の経営全般につきまして、客観的で広範かつ高度な視点で監査をしていただくためであります。なお、当社と同氏の間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3	柴田雅樹氏は、過去（2022年6月まで）に当社の取引先金融機関である北海道信用金庫の常任理事でありました。当社と北海道信用金庫の間には、取引先金融機関としての通常の取引以外に特段記載すべきものはありません。	柴田雅樹氏は、財務行政での経験に加え、金融業界の幅広い知識と見識を有しており、社外監査役として当社の経営全般につきまして、客観的で広範かつ高度な視点で監査をしていただくためであります。なお、同氏は当社の取引先金融機関である北海道信用金庫の出身者であります。同金庫との取引は他の金融機関と同様、通常の取引であり、同金庫からの借入比率は突出していないこと、また、当社は複数の金融機関と取引を行っており借入依存度も高くないため、同氏が一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4	高橋正幸氏は、過去（2014年6月まで）に当社メインバンクである(株)北洋銀行の取締役でありました。その後は、中道リース(株)常勤監査役（2023年3月退任）当社の取引先ではない道央情報サービス協同組合 北海道本部 部長（2023年6月退任）でありました。	高橋正幸氏は、金融機関において長年にわたり要職を歴任し、支店長及び取締役としての経営経験を有しており、上場事業会社における常勤監査役としての豊富な監査経験を通じて、財務・会計及び内部統制に関する高い見識を有しております。なお、同氏は、過去に当社の主要な取引先である金融機関及び当社と取引関係のある事業会社に在籍しておりましたが、いずれも退任後相当期間が経過しております。また、直近で在籍していた事業会社と当社との間に取引関係はありません。これらのことから、当社との間に特別な利害関係はないものと判断し、独立した立場から当社の監査体制の強化に資すると期待できるため、独立役員として届け出ております。
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。